

海外におけるSNSの青少年利用制限の状況と日本

16歳未満SNS禁止が最善のアプローチなのか？

禁止か自由かではなく、
「安全に参加できる環境」を誰がどう作るか

齋藤長行
仙台大学

自己紹介

青少年のデジタル環境・オンライン安全政策を研究・実践



齋藤 長行

仙台大学 教授

スポーツ情報マスメディア学科

主な専門：青少年のデジタル環境、生成AI教育利用、インターネットリテラシー政策

1. OECDでの政策分析経験

科学技術産業局（STI）ポリシーアナリスト（2012～2013）

2. OECD子どもオンライン保護関連の専門家

子どものデジタル環境に関する勧告・ガイドライン策定に関与
Child Safety by Design → 設計段階からの子どもの保護

3. 国内政府調査・検討への関与

内閣府・こども家庭庁等の青少年インターネット環境整備関連調査の有識者

4. 本日の視点

「子どもに注意させる」だけでなく、子どもが安全に参加できる環境を設計する

本日の中心メッセージ

年齢制限の是非をガバナンス設計の観点から考える

【論点】

「子どもにSNSを使わせるか」ではなく、
「子どもが参加できるほど安全なSNS環境を作れるか」

【入口管理】

年齢でアカウント作成・利用
を管理

【環境設計】

危険な機能・設計を年齢相応
に調整

【責任分担】

政府・事業者・家庭・学校・
市民社会が担う

争点は「保護か自由か」ではない。**保護の便益、権利制限、副作用、より制限の少ない手段**を比較・検討することである。

本発表のロードマップ

【1. 国際・国内動向】

年齢制限論の拡大と政策例

【2. 権利と比例性】

子どもの権利主体性と副作用

【3. 構造リスク】

設計の問題から生ずるリスク

【4. 安全設計】

ゾーニング・年齢相応設計

【5. ブリュッセル効果】

欧州発の基準が日本にも波及

【6. 日本への示唆】

禁止より安全な参加環境へ

後半では、SNS事業者が**日本でも導入している年齢別安全設計**を確認し、EU・英国型規制がグローバルなサービス仕様を変える「**ブリュッセル効果**」として捉え直す。

【1. 国際・国内動向】

年齢制限論の拡大と政策例

世界的に広がるSNS年齢制限論

短期間で「15歳・16歳未満制限」が政治アジェンダ化

【OECDの整理】

2026年4月時点で、**25のOECD加盟国・加盟候補国がSNS年齢制限を施行・制定・積極的に検討中。**

【背景にある危機感】

メンタルヘルス、ネットいじめ、性的搾取、依存的利用、偽・誤情報、犯罪勧誘への不安。

Minimum ages in social media age restrictions in place or under consideration, by country

OECD Member and accession candidate countries, as of 10 April 2026

● In force ◆ Publicly under consideration



年齢制限論の背景には、**家庭・学校・啓発だけでは子どもを守りきれない**という社会的危機感がある。

ただし、急速な広がりほどには、規制の効果検証は追いついていない

今や、インターネットは子どもの生活インフラ

【利用実態】

未成年者の約99%がインターネットを利用。
青少年のインターネット利用はほぼ普遍化。中高生では、
専用スマートフォンによる接続が日常化している。

【政策上の含意】

SNS規制は単なる「娯楽の制限」ではなく、**学び・連絡・
相談・表現・参加の基盤への介入**になる。

【連絡】

友人・学校・地域

【学び】

調べる・作る・発信

【相談】

支援情報・悩みの共有

【参加】

意見形成・社会参加

したがって、政策のゴールは「遠ざけること」ではなく「**安全に参加できること**」でなければならない。

SNSのリスクは現実に深刻である

Risks for Children in the Digital Environment				
Risk Categories	Content Risks	Conduct Risks	Contact Risks	Consumer Risks
Cross-cutting Risks*	Privacy Risks (Interpersonal, Institutional & Commercial)			
	Advanced Technology Risks (e.g. AI, IoT, Predictive Analytics, Biometrics)			
	Risks on Health & Wellbeing			
Risk Manifestations	Hateful Content	Hateful Behaviour	Hateful Encounters	Marketing Risks
	Harmful Content	Harmful Behaviour	Harmful Encounters	Commercial Profiling Risks
	Illegal Content	Illegal Behaviour	Illegal Encounters	Financial Risks
	Disinformation	User-generated Problematic Behaviour	Other Problematic Encounters	Security Risks

EUデジタルサービス法28条ガイドライン



Official Journal
of the European Union

EN
C series

C/2025/551910.10.2025

COMMUNICATION FROM THE COMMISSION

Guidelines on measures to ensure a high level of privacy, safety and security for minors online, pursuant to Article 28(4) of Regulation (EU) 2022/2065 (C/2025/5519)

1. INTRODUCTION

1. Online platforms are increasingly accessed by minors ⁽¹⁾ and can provide several benefits to them. For example, online platforms may provide access to a wealth of educational resources, helping minors to learn new skills and expand their knowledge. Online platforms may also offer minors opportunities to express their views and connect with others who share similar interests, helping minors to build social skills, confidence and a sense of community. By playing on and exploring the online environment, minors can also foster their natural curiosity, engaging in activities that encourage creativity, problem solving, critical thinking, agency and entertainment.



子どもの不利益が最小化された子どもの保護

二つの保護戦略：入口を閉じるか、環境を変えるか

【入口管理型】

一定年齢未満はSNSアカウント作成・保持・利用を制限する。

利点：分かりやすい／同調圧力を弱める／年齢確認を促す。

課題：権利制限／回避・地下化／相談機会の喪失。

【環境設計型】

子どもが使うことを前提に、**サービス設計を年齢相応に変える**。

利点：**参加機会**を残す／**機能単位**でリスクを下げる。

課題：制度設計が複雑／監督と検証が必要。

オーストラリア：16歳未満アカウント保有の「delay」

【制度の骨格】

対象SNSに対し、16歳未満のオーストラリア人がアカウントを作成・保持しないよう「**合理的措置**」を求める。

【執行対象】

子ども本人や保護者に罰則を科すのではなく、**プラットフォーム事業者**に**義務**を課す。

【重要な特徴】

政府は「banではなくdelay」と説明。ただし実質的には16歳未満のアカウント保有制限である。

【論点】

年齢確認、回避行動、低規制サービスへの移動、相談しにくさをどう評価するか。

欧州議会：16歳を原則的最低年齢に

【提案の概要】

SNS・動画共有プラットフォーム・AIコンパニオンについて、原則16歳を最低年齢に。13歳以上16歳未満は**保護者同意でアクセス可能**とする方向。

【同時に求める規制】

エンゲージメント型推薦、無限スクロール、自動再生、報酬ループ、ルートボックスなどの依存的・操作的機能への制限。

ポイント：欧州議会の議論は「**年齢制限**」だけでなく、「**設計規制**」と組み合わせられている。

英国：禁止も検討、しかし副作用も検討

【検討対象】

16歳未満SNS禁止、夜間利用制限、過度なスクロールを防ぐ休止機能、VPN回避への対応。

【同時に示される懸念】

16歳で突然**SNSデビュー**する「崖」の問題、**規制の弱い空間**への移動、被害に遭っても**大人へ相談しにくくなる**問題。

英国の特徴：禁止案を排除しないが、効果と副作用を公開の場で検討する

各国・地域の法政策比較表

地域	主な法令等	法のねらい・基本思想	主な対象	事業者を求める措置	監督・執行の概要
EU	DSA + 28条ガイドライン	高水準の未成年者保護を重視。 子ども向けリスク評価と比例的な安全措置を事業者を求める。	幅広いオンライン事業者。特に大型プラットフォーム・大型検索サービス。	サービス設計の見直し：子ども向けリスク評価を踏まえ、事業規模やリスクの深刻度に応じた比例的な安全措置を求める。	加盟国の認定機関（DSC）が監督。VLOP/VLOSEは欧州委員会が監督。罰則あり：最大で全世界売上高の6%。
英国	OSA + Ofcomガイドライン		幅広いオンライン事業者。特にユーザー間サービス（U2U）と検索サービス。		英国情報通信庁（Ofcom）が監督。罰則あり：最大1,800万ポンド又は全世界売上高10%。
豪州	OSA 2021 + 2024年改正法	オンライン上の危害に広く対応。改正では、16歳未満のSNSアカウント保有を防ぐため、事業者への規制を強化。	改正法は16歳未満がSNSのアカウントを持つてないようにするため、事業者に合理的措置を課している。	入口対策：リスク評価と設計見直しを求めつつ、政策の重点は16歳未満のSNSアカウント保有防止にある。	eSafetyが監督。罰則があり：年齢制限付きSNSでは最大4,950万豪ドル。
米国（州法）	州法ベース（カリフォルニア、ユタ、テキサス、NY等）	連邦包括法ではなく、州ごとに子ども保護を個別立法。	SNSやオンライン事業者。子どもが利用するサービス・機能。	問題機能の制限：年齢確認、親同意、年齢適正設計、広告制限、有害情報対策、中毒的フィード規制。	各州司法長官等が執行。罰則あり※TX：一部施行、NY：成立済・規則整備中、CA：一部施行・一部差止、UT：停止中
日本	環境整備法 + 第6次基本計画	有害情報対策とリテラシーの向上を両立。事業者の自主的取り組みを支援。	携帯事業者、代理店、端末・OS関係事業者、保護者、学校等。	青少年確認、フィルタリング説明・有効化、保護者支援、啓発、相談支援。	関係省庁が施策を推進。罰則なし。

【2. 権利と比例性】

子どもの権利主体性と副作用

なぜ年齢制限は支持されるのか

【保護者負担】

家庭ごとのルールに
限界

【同調圧力】

「友達が使うから」
を弱める

【年齢確認】

事業者に正確な確認を
促す

【被害予防】

性被害・闇バイト・い
じめ

【分かりやすさ】

政治・学校・家庭に説
明しやすい

年齢制限論の背景には、
子どもの現実の被害と、保護者・学校だけでは守れないという不安がある。

ただし、一律禁止は「強いユニバーサル介入」

【ユニバーサル介入】

対象者をリスクの高低で分けず、全員に同じ介入を行う政策手法。

【SNS一律禁止の特徴】

リスクの高い子どもだけでなく、**問題なく使っている子ども**の学び・相談・交流・表現・参加も制限する。

強い介入ほど、

①**必要性**、②**有効性**、③**代替可能性**、④**均衡性**を厳格に検討する必要がある。

比例性の検証：一律禁止を正当化する条件

【1. 被害の深刻性】

介入しなければ生じる被害
が広範・深刻か

【2. 効果の根拠】

禁止で被害が実際に減る合
理的根拠はあるか

【3. 代替手段】

安全設計や機能制限では不
十分か

【4. 均衡性】

守られる利益が失われる利
益を上回るか

「危険だから禁止」では政策として不十分。
子どもの**権利制約がより小さい手段**から順に検討することが必要である。

保護される存在であると同時に、権利の主体

【表現の自由】

自分の考え・創作・経験を表現する

【情報アクセス】

学習・ニュース・支援情報に触れる

【交流・結社】

友人・コミュニティとつながる

【社会参加】

意見形成・参加・当事者の声を届ける

子どもを守ることと、子どもの権利や参加機会を保障することは対立ではなく、同時に達成すべき政策課題である。

一律禁止が奪いうるもの

【学び】

調べる・作る・探究する

【相談】

困りごとや支援情報への接続

【友人関係】

学校外のつながり・孤立の緩和

【自己表現】

創作・発信・アイデンティティ形成

【社会参加】

意見形成・公共的議論への接続

禁止はリスクを下げる可能性がある一方で、**子どもがSNSから得ている正当な利益**も同時に制限する。政策評価では**便益**と**副作用**を同時に見る必要がある。

デジタル社会への参加保障という視点

【一律禁止を出発点にすると】

アクセス機会の広範な制限
相談・学び・つながりの損失
回避行動・地下化（禁酒法）
大人に助けを求めにくい

【安全な参加を出発点にすると】

危険な機能を**年齢相応**に制限
基本的な**参加機会**を維持
相談・通報**導線**を強化
事業者の**改善責任**を明確化

ゴールは「使わせないこと」ではなく、**子どもが安全に使える条件を整える**ことである。

UNICEF：年齢制限だけでは安全にできない

【指摘1：逆効果の可能性】

抜け道、共有端末、より規制の弱い空間への移動により、保護がかえって難しくなる可能性。

【指摘2：SNSの利益】

孤立した子どもや周縁化された子どもにとって、SNSは学習・つながり・自己表現・相談の**命綱**にもなる。

【政策的含意】

年齢制限を使う場合でも、**安全設計**、**モデレーション**、**権利尊重型年齢保証**、**相談支援**と組み合わせる必要がある。

欧州評議会：Regulate platforms, not children

「子どもを規制するのではなく、**プラットフォームを規制せよ**」

【害の源泉】

不透明な推薦・操作的デザイン
・過剰データ収集

【禁止のリスク】

責任をプラットフォームから子
どもへ移す

【必要な対応】

透明性・監査・救済・**制裁を伴う事
業者責任**

子どもの側を制限する前に、危険な設計を提供する事業者側の責任を問う必要がある。

OECD：年齢制限は“magic fix”ではない

【入口管理だけでは不十分】

年齢制限は子どもがサービスに入る前の管理である。
しかし、多くのリスクは入った後の設計から生じる。

【包括的政策の一部へ】

Safety by Design、**年齢相応設計**、年齢保証、国際協調、政策評価の中に位置づけるべき。

【入口】

年齢制限・年齢確認

【環境】

安全設計・機能制限

【制度】

透明性・監査・説明責任

国連一般的意見25号：デジタル環境でも子どもの権利を保障

【国家の責任】

デジタル環境においても、**子どもの権利**を尊重・保護・実現するための制度を整える。

【企業への要請】

子どもの権利への**影響評価**、**デュー・ディリジェンス**、安全・プライバシーを踏まえた設計を求める。

「子どもを守る」と「**子どもの権利を制限する**」は同じではない。**安全・参加・非差別・比例性**を同時に見る必要がある。

【3. 構造リスク】

設計の問題から生ずるリスク

コンテンツ規制から、設計責任へ

【従来型：コンテンツ中心】

有害投稿の削除
違法コンテンツの通報
フィルタリング
リテラシー教育

【これから：設計中心】

推薦システムのリスク評価
未成年者向け安全な初期設定
DM・広告・通知の年齢別制御
継続的監査と説明責任

危険な投稿を削除するだけでなく、**危険な行動を誘発しやすい設計**そのものを見直す必要がある。

構造問題を生み出す設計への各国・地域の対処

国・地域	問題視されるwebサービスの設計・機能	そこから生じる構造問題
EU	推薦システム、ストリーク、消える投稿、既読表示、自動再生、プッシュ通知、エンゲージメント目的の説得的デザイン、ダークパターン、脆弱な初期プライバシー設定	有害情報の増幅、ラビットホール化（離脱困難化）、過剰利用・依存的利用、見知らぬ相手との接触、性的搾取や不要な支出の誘発
英国 Ofcom	推薦システム、無限スクロール、自動再生、通知、成人が子どもを検索・接触できる機能、匿名・偽名プロフィール、ライブ配信、DM、再投稿・転送、タグ検索、エンゲージメント最適化型の収益設計	子どもが自ら探していない有害情報への曝露、累積的害、グルーミングやいじめの促進、長時間滞在の誘導
豪州 eSafety	推薦システム、暗号化サービス、匿名アカウント、生成AI、大人向けサイトに子どもがアクセスできる設計、弱い初期安全設定、説得的デザイン	有害・違法行為の把握困難化、子どものアクセス防止の不備、エンゲージメント最大化による極端・衝撃的内容への誘導、安全より商業性が優先される設計

EU DSA第28条：未成年者保護の基礎

【義務の中核】

未成年者がアクセス可能なオンラインプラットフォームは、未成年者のプライバシー・安全・セキュリティを高水準で確保するため、適切かつ**比例的な措置**を講じる。

【広告の制限】

未成年者であることを合理的に確信できる場合、**プロファイリングに基づく広告を提示してはならない。**

DSAは「入口で排除する」よりも、**子どもが使う可能性のある環境を安全にする**方向性を示す。

DSA28条の未成年者保護ガイドラインの具体策

【非公開デフォルト】

未成年アカウントの**初期設定**は安全な設定にする

【推薦の調整】

有害コンテンツや**rabbit holes**への誘導を避ける

【利用継続の抑制】

自動再生・通知・ストリーク・既読表示等を見直す

【接触制限】

知らない大人からの接触やグループ追加を抑える

【救済導線】

ブロック・ミュート・通報・相談を分かりやすく

【年齢保証】

正確で非侵襲的・非差別的な方法

【4. 安全設計】 ゾーニング・年齢相応設計

ゾーニング：子どもが安全に参加できる環境

【全面禁止ではない】

SNS全体を使えなくするのではなく、**年齢に応じて機能・表示・初期設定**を変える。

【安全設計の実装】

非公開デフォルト、DM制限、通知制御、センシティブコンテンツ抑制、保護者承認など。

【大人向けUI】

公開・接触・推薦の自由度
が高い

【年齢認識】

年齢保証・年齢推定

【子ども向けUI】

安全側の設定・機能制限・
保護者関与

事業者実装例① Meta：Instagramティーンアカウント日本導入

【日本での導入】

Metaは2025年1月21日、日本国内でも13～17歳の利用者を対象に**Instagramティーンアカウント**を導入開始。順次自動移行。

【安全設定の例】

非公開デフォルト、連絡できる相手の制限、センシティブコンテンツの制限、睡眠時間帯の通知ミュート等。16歳未満は一部変更には保護者承認が必要。

ポイント：欧州だけでなく、**日本の利用者にも年齢別設計が展開**されている。



事業者実装例② TikTok：年齢別の安全設定

【13～15歳：非公開デフォルト】

2021年1月13日より、16歳未満の登録アカウントはデフォルトの**プライバシー設定を非公開に変更**。コメント、デュエット、ダウンロード等も制限。

【18歳未満：60分制限】

2023年3月、18歳未満のアカウントに**1日60分の視聴時間制限を自動設定**。継続視聴にはパスコード入力を求める。

【その他】

DMは16歳以上、TikTok LIVEは18歳以上。**13～15歳は午後9時以降、16～17歳は午後10時以降のプッシュ通知を制限**。



【5. ブリュッセル効果】
欧州発の基準が日本にも波及

ブリュッセル効果はすでに生じている

【基本概念】

EUの厳格な規制が、EU域内だけでなく、**グローバル企業の標準仕様**や他国の制度設計に影響を与える現象。

【デジタル政策での意味】

GDPR、DSA、DMA、AI Actなどを通じて、プライバシー、透明性、リスク管理、**安全設計の基準が国境を越えて**参照される。

ここでは「EU規制が直接日本法になる」という意味ではなく、プラットフォームの仕様・実務・期待水準が変わるという意味で捉えるべき。

EUルールはどのように日本へ波及するのか

【EU・英国規制】

DSA、AADDC、年齢相応
設計要求

【企業の開発投資】

安全機能・年齢別UI・年
齢保証を実装

【グローバル標準化】

国ごとに別仕様より**統一
仕様**が効率的

【日本にも展開】

Teen Accounts、TikTok
年齢別設定など

因果関係は単純化すべきではないが、**EU・英国の規制環境を背景に開発された安全設計が、日本の利用環境にも実装**されていることは重要である。

事業者の環境が変わる：禁止論だけでは見えない変化

【以前の見え方】

SNSは大人も子どもも同じ画面・同じ設計で利用する。

子どもが危険なら、保護者が管理するか、年齢で禁止するしかない。

【現在進む変化】

年齢に応じた初期設定、DM制限、通知制御、センシティブコンテンツ抑制、保護者承認など、子ども向けに異なる利用環境が形成されつつある。

「使わせる／禁止する」から「安全な子ども向け環境を標準化する」へ

【6. 日本への示唆】
禁止より安全な参加環境へ

5Cリスク類型からみた環境整備法の未対応リスク

Risks for Children in the Digital Environment				
Risk Categories	Content Risks	Conduct Risks	Contact Risks	Consumer Risks
Cross-cutting risks*	Privacy Risks (Interpersonal, Institutional & Commercial)			
	Advanced Technology Risks (e.g. AI, IoT, Predictive Analytics, Biometrics)			
Risk Manifestations	Hateful Content	Hateful Behaviour	Hateful Encounters	Marketing Risks
	Harmful Content	Harmful Behaviour	Harmful Encounters	Commercial Risks
	Illegal Content	Illegal Behaviour	Illegal Encounters	Financial Risks
	Disinformation	User-generated Problematic Behaviour	Other Encounters	Problematic Encounters
Security Risks				

5C	条文	フィルタリング等	リテラシー	自主的取組	基本計画や政策	総評
コンテンツ・リスク	○	○	○-△	△	○	条文で対応。第6次基本計画でもフィルタリング義務の徹底、 特定サーバー管理者への閲覧防止措置 の啓発、削除依頼対応などが置かれている。
コンダクト・リスク	×	×	○-△	△	△	いじめ、セクスティング、闇バイトなどは工程表で論点化され、 啓発教材 や 相談支援 で補っているが、フィルタリング等で直接抑える構造ではない。
コンタクト・リスク	×	×	○-△	△	△	第6次基本計画において性被害防止、 警告活動 、 相談対応 を実施。しかし接触導線の設計規制は未対応。
消費者関連リスク	×	△	○-△	△	△	課金制限 や 時間管理機能 の 利用普及活動 には取り組まれているが、ターゲティング広告、商業的プロファイリング、ダークパターンには未対応。
横断的リスク	×	×	△	△	△	生成AI、偽・誤情報、長時間利用、アルゴリズムについては工程表で論点化。しかし、法文に直接の設計規制はなく、 現状はリテラシー向上で対応 。

日本の政策論議：禁止論と事業者責任論の分岐点

【政治的論点】

海外の年齢制限政策を背景に、**日本でも未成年SNS規制や年齢確認厳格化が議論されている。**

【省庁での論点】

青少年インターネット環境整備法の見直しでは、**リスク多様化、プラットフォーム事業者の役割、年齢確認、機能制限が論点化。**

この局面で必要なのは、「一律禁止」だけを争うのではなく、すでに進む安全設計を制度的にどう活かすかである。

政策設計の順序：一律禁止を出発点にしない

【1. 実態把握】

被害・利用実態・子ども
の声

【2. 事業者責任】

リスク評価・安全設計
・透明性

【3. 機能制限】

DM・広告・推薦・通
知を年齢相応に

【4. 年齢制限】

なお深刻なリスクが残
る場合に比例的検討

まずは、より制限の少ない手段を尽くす。それでも目的を達成できない場合に、より強い介入を検討する。

結論：最優先されるべきこと

最優先されるべきことは、SNSの禁止ではなく、
子どもが安全にSNSに参加できる情報環境を確保することである。

【講演の結論】

子どもを保護することと、子どもの権利や参加機会を保障することは対立しない。両立の鍵は、**事業者のリスク評価、安全設計、透明性、監督、そしてマルチステークホルダーの責任分担**である。

対策への問い

【問い1】

私たちは、子どもを危険な空間から遠ざけるだけでよいのか。

【問い2】

それとも、子どもが参加できるほど安全な空間に、SNSとインターネット環境を変えるべきなのか。

【問い3】

その責任を、政府・事業者・学校・保護者・市民社会・研究者・子ども自身が**どう分担するのか**。

子どもが参加できるほど安全なインターネットを作る意思があるか。

主要参考資料

- OECD (2026). Social media age restrictions for children: Why they are rising and what comes next.
- eSafety Commissioner. Social media age restrictions.
- European Parliament (2025). Children should be at least 16 to access social media, say MEPs.
- UK Government (2026). Growing up in the online world: A national conversation.
- UNICEF (2025). Age restrictions alone won't keep children safe online.
- Council of Europe Commissioner for Human Rights (2026). Regulate platforms, not children.
- European Commission (2025). Guidelines on the protection of minors online under Article 28(4) of the DSA.
- UN Committee on the Rights of the Child (2021). General comment No.25.
- Meta Newsroom Japan (2025). Instagram、10代利用者向けのティーンアカウントを日本でも導入開始。
- TikTok Newsroom Japan (2021, 2023). 青少年のプライバシー保護・スクリーンタイム設定に関する発表。
- Bradford, A. (2020). The Brussels Effect: How the European Union Rules the World.
- こども家庭庁・総務省関連資料：青少年インターネット環境の整備等に関する検討会等。